

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の概要

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

1 医療と介護の連携の強化等

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。
- ② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設。
- ④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤ 介護療養病床の廃止期限(平成24年3月末)を猶予。(新たな指定は行わない。)

2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ② 介護福祉士の資格取得方法の見直し(平成24年4月実施予定)を延期。
- ③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

3 高齢者の住まいの整備等

- 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。
※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進(高齢者住まい法の改正)

4 認知症対策の推進

- ① 市民後見人の育成及び活用など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- ② 市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

5 保険者による主体的な取組の推進

- ① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ② 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

6 保険料の上昇の緩和

- 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

【施行日】

- 1⑤、2②については公布日施行。その他は平成24年4月1日施行。

厚生労働省の平成24年度予算概算要求における主な対応

1 在宅医療・介護の推進

- ① 在宅チーム医療を担う人材の育成(専門職種の研修及び多職種協働の指導者の養成研修)
- ② 実施拠点の基盤整備
 - ・在宅医療連携体制の推進(多職種協働による在宅医療の支援体制を構築)
 - ・在宅サービス拠点の充実(複合型サービス、定期巡回・随時対応サービスの普及、訪問看護ステーションの大規模化)
 - ・低所得者の住まい対策(小規模な養護老人ホームの整備推進)

2 地域包括ケアの推進

- ① 地域ケア多職種協働推進(地域包括支援センターの多職種連携機能を強化)
- ② 認知症を有する人の暮らしを守るための施策の推進(地域支援推進員を中心とするネットワークの構築・拡充)
- ③ 介護職員等によるたん吸引等の研修の実施(都道府県レベルでの研修)

3 安全で質の高い介護サービスの確保

- ① 安定的な介護保険制度の運営(給付費の確保、介護給付費適正化事業を推進)
- ② 介護サービス情報の公表制度の着実な実施(H24改正制度を円滑・着実に実施するための研修等)
- ③ 適切なサービス提供に向けた取組の支援(効果的な訪問型介護予防プログラムの開発等)

4 「全員参加型社会」の実現に向けた雇用・生活安定の確保

- ① 希望者全員の65歳までの雇用確保
- ② 「70歳まで働ける企業」の積極的普及
- ③ 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大